

(仮称)新・琵琶湖博物館整備事業
 要求水準書 付属資料17 舍利供養について

1 舍利供養について

舍利供養は杉本哲郎画伯により、昭和24年(1949)に県立産業館において制作され、昭和35年(1960)に琵琶湖文化館へ移設された。中央画面と左右脇画面の3面で構成された巨大壁画である。舍利供養の価値評価や設置構造の調査を行い、保存修理方法の検討を行った結果、新・琵琶湖文化館に移設することとなった。

事業者は、舍利供養を(仮称)新・琵琶湖文化館に設置するため、必要なスペースを確保する。現在の琵琶湖文化館からの取り外し、運搬、(仮称)新・琵琶湖文化館への取り付けは県で実施するが、取り付け方法の詳細については、設計段階から県および取り付け業者と協議すること。また、移設時期については、事業者の提案によるものとする。

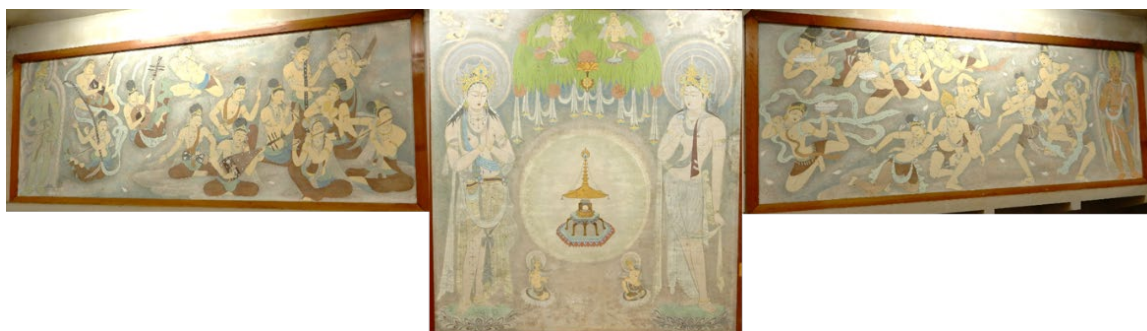
2 法量及び梱包サイズ

	法量				梱包サイズ(想定)				搬入サイズ(想定)			
	縦	横	厚み	重さ	縦	横	厚み	重さ	縦	横	厚み	重さ
中央画面	409.3	380.5	30	2000	500	500	70	2500	500	500	400	3000
左右両脇画面	208	534	30	1500	300	600	70	2000	300	600	200	2500

※単位はcm、kg

※搬入サイズは運搬用台を含んでいる

3 壁画写真



4 設置場所

- ・舎利供養の設置場所は提案により、講堂に限るものではない。また公開方法についても事業者の提案による。

5 設置条件

- ・3面一体で設置するものとする。ただし一直線上の壁に限るものではなく、コの字型配置など、3面一体的に鑑賞することができるように設置スペースを確保する。
- ・舎利供養（壁画）設置にあたっては、壁画保護ができるようにすること。
- ・保護の方法については、壁画の公開・非公開を職員が自由に行える構造とし、壁画のセキュリティに配慮した計画とする。
- ・来館者の見やすさを考慮して、壁画の公開に合わせて点灯可能な、高演色（RA95以上）、調光・調色のできるLED照明設備を備える。
- ・設置壁の背面に人が入れる広さの点検スペースを設けること。
- ・移設時期は事業者の提案によるが、搬入動線や壁画の保存環境を考慮し、県と協議の上、決定すること。
- ・移設時の敷地内の地盤強度は、輸送車両・レッカー車両の進入に耐えうる強度を有する計画とする。
- ・設置場所は浸水想定（1.0m）以上の位置に設置すること。